

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 2 8 号

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規
則

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年多久市規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（3 歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講ずる期間）

第 1 1 条の 2 条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定す
る対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達す
る日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。